

(3) 後期基本計画における「男女共同参画」の位置付けについて

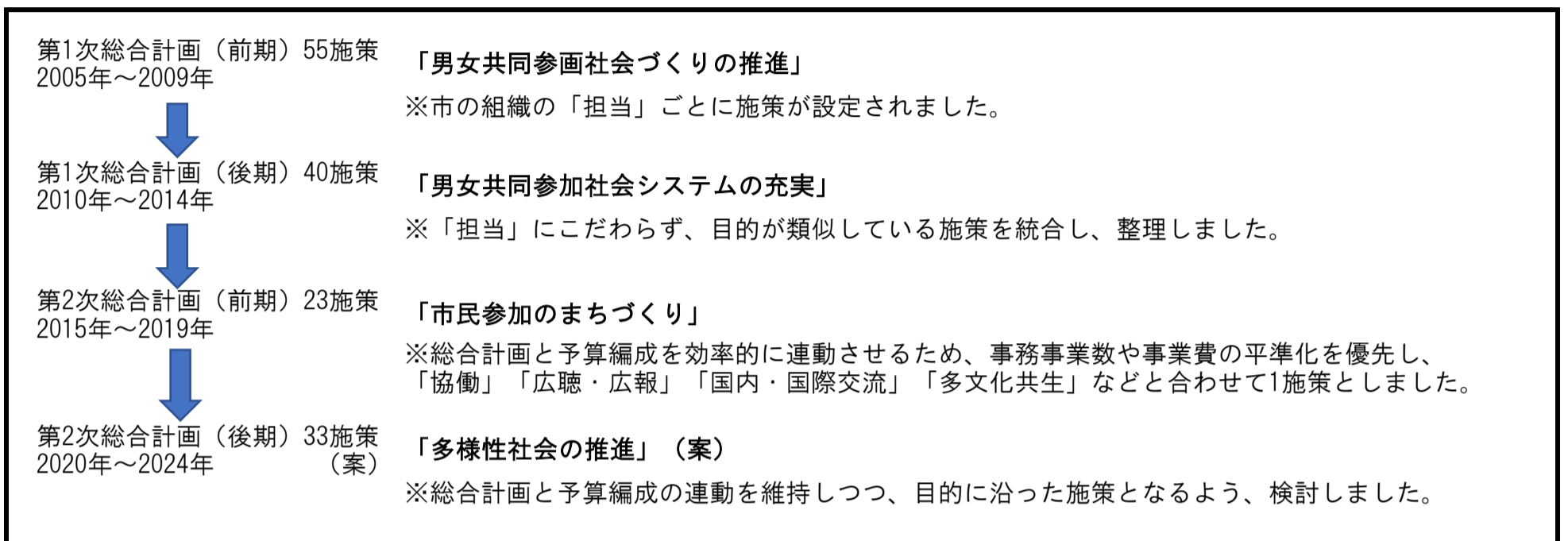
【経緯】

第1回審議会開催後、「男女共同参画」が『多様性社会の推進』の施策の領域となっていることについて意見が寄せられました。

【寄せられた意見の概要】

- ◆男女共同参画の推進については、「男女共同参画基本計画 南アルプス市ハーモニープラン」に基づき、ハーモニープラン推進会議を設置して市民との協働によりプランの実現に努めており、今後も市民ぐるみで推進していくべきである。
 - ◆「南アルプス市男女共同参画推進条例」では、市の責務として「男女共同参画の推進に関する施策を定め・・・」（第4条第1項）と規定している。
- ⇒以上より、男女共同参画の推進は、単独の施策とすべきである。

【これまでの総合計画における「男女共同参画」の位置付け】



【後期基本計画施策体系における考え方】

①施策の目的からの検討

後期基本計画の施策を検討するにあたり、まず、目的（対象と意図）を検討しました。
『多様性社会の推進』の目的は、「市民が性別年齢文化に関係なく、互いに尊重して暮らすことができる」です。この目的を決めた背景には、男女共同参画の推進が重要であることはもちろん、前期基本計画の5年間で、

- セクハラだけでなくパワハラなどさまざまなハラスメントを防止する意識の高まり
- 固定観念（性別、年齢、国籍、職業などによる決めつけなど）の中で生きづらさを感じる人の増加
- SNSの普及などによる身近な人権侵害（誹謗中傷の書き込みなど）の増加
- 性的少数者（LGBT）に配慮する意識の高まり
- 在住外国人・外国人観光客の増加と、ヘイトスピーチなどを防止する意識の高まり

などの社会情勢の変化があり、今後5年間はさらにこうした傾向が強まると予想しました。そして、こうした変化に対応するためには、「年齢性別文化に関係なく、互いに尊重して暮らす」ことができる市であることが必要だと考えました。

②事務事業からの検討

施策の目的を検討した後、施策の領域（主な内容）と、施策を実現するために現在どのような事務事業があるかの「紐づけ」を行いました。

『多様性社会の推進』の施策の領域に紐づく事務事業数・事業費（令和元年度6月補正後）は、

○男女共同参画	5事業・	1,231千円
○人権擁護	2事業・	220千円
○多文化共生・国際交流	6事業・	18,104千円
『多様性社会の推進』計	13事業・	19,555千円

（参考：33施策平均 30事業・572,807千円）

となり、他の施策とのバランスを考えて総合計画の施策と予算を連動させる取り組みを維持する上でも妥当だと考えました。

③男女共同参画推進条例との関係

条例では市の責務として「男女共同参画の推進に関する施策を定め・・・」（第4条第1項）と規定しています。これは、「総合計画の中に『男女共同参画の推進』に類する名称の施策を必ず1つ持ちなさい」というものではありません。現状では、男女共同参画の推進は引き続き重要ですので、総合計画の中に男女共同参画の推進に関する内容は必ず記載します。ただし、後期基本計画の中では、社会情勢の変化に対応し、男女の別だけでなく、年齢・文化などに関わらず、互いに尊重するという目的のもと、『多様性社会の推進』に位置付けるのが妥当だと判断しました。

最後に、男女共同参画の推進については、ハーモニープラン推進会議において市民と協働で進めており、この会議の委員の方々には年に何度も議論を重ねていただき、市民ぐるみで取り組んでいることを実感しています。

社会情勢の変化もあり、人権の問題や多文化共生などと施策を1つにすることは、総合計画の中の施策としての目的は1つであると考えられるため、男女共同参画を軽視しているものではなく、これからも市民のみなさんとともに、市政全般における共通の理念として、男女共同参画を推進していきます。